

北海道身体障害者新聞

発行人 一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
会長 赤坂 勝
札幌市中央区北2条西7丁目(かて2-7)
電話 011-251-1551
FAX 011-251-0858
ホームページ www.hokusinkyo.or.jp
北海道障害者社会参加推進センター
電話 011-251-9302
毎月 25日発行
会員購読料(年) 90円 (会費を含む)
非会員 同 2,000円

第2回大会推進委員会 第3回 理事 事 会 第1回組織検討委員会 開催しました

平成28年1月19日(火)道民活動センタービルにおいて、第2回大会推進委員会、第3回理事会、第1回組織検討委員会が開催されました。
当日は理事7名、監事2名が出席し、冒頭、赤坂 勝会長より、悪天候での出席のお礼と議案審議への協力要請の挨拶の後、審議となりました。



冒頭の赤坂会長の挨拶の様子

第2回大会推進委員会では、平成27年度全道身体障害者福祉大会恵庭大会の高い評価をいただいた報告と、平成28年度全道身体障害者福祉大会小樽大会の開催要項(案)及び今後の日程について説明があり、全員が了承しました。
続いて、第3回理事会及び第1回組織検討委員会が行われました。
席上、最も時間を要して行われた協議は、協会の法人運営の根幹を担う平成28年度加盟団体負担金でした。
組織検討委員会において事務局より資料が提出され、多角的に協議が行われ、
平成28年度各加盟団体の負担金は平成27年度と同額でお願いする。
各加盟団体は平成28年度の事業計画において北身協の事業予算を活用する。
各加盟団体より加盟団体負担



議案審議の様子

金の企画案を受けて、その加盟団体等を交えて、以降の加盟団体負担金の検討を行うと、決まりました。

現状の会費設定が望ましいとの結論に至った理由として、
・会費徴収の前提として、北身協も加盟団体も存続させることが前提での議論をした。
・会員数による按分では町村支部の会費が大幅に上昇し理解が得られないこと。
・身体障害者手帳保有者数で会費を決めることも会員数の少ない支部での了解が得られないこと。
過去の会費設定の根拠を前提に80%に一律軽減した現状の会費の設定が一番無理がないこと。
会議の中で、この結果に至るに各委員からは、
・法人運営の財源が困窮する中で、日身連収益事業の加盟団体への還付金も今年度より全額を北身協へご協力をいただいている中、加盟団体負担金を減額しては、何年経っても赤字体質からの脱却は不可能であるので、現在の負担金で次年度予算を組み立てることが最良で望ましい。
移行法人である北身協は、法人会計に公益目的支出計画の財源を振り替えることはできない。また、内閣府の見解を得て歴史のある、ろうあ・明

「協力」町内会の回覧協力による日身連収益事業は、北身協の運営に役立っております。

星の各奨学金をコスモス奨学金に統合し、その財源を障害者福祉総合推進事業(補助事業)で公益目的支出計画年数の短縮を計っている。各加盟団体は事業を行う際に、北身協の事業予算(雇用促進・社会参加支援事業、生活訓練事業)を活用することが望ましい。
との意見が大勢でした。
会議の終了にあたって北海道身体障害者福祉協会 赤坂会長と北海道身体障害者福祉協会組織検討委員会 堂前委員長(北身協副会長)より、「各加盟団体の会員の高齢化・会員数の減少が続いている中で、各加盟団体におかれましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます」と結ばれ、散会となりました。

平成28年度 要約筆記養成講座 第1回初級キヨラム 日程等検討会議の開催

1月31日(日)道民活動センタービルにおいて、第1回要約筆記養成講座キヨラム・日程等検討会議を開催しました。
北海道身体障害者福祉協会では北海道の委託事業として、平成23年3月に厚生労働省が定めた「要約筆記養成カリキュラム」に基づき、平成25年度より要約筆記奉仕員を対象とした「要約筆記者補習講習」を実施してきました。平成28年度以降は、要約筆記者を目指す道民を対象とした全84時間以上の養成講座を開催するにあたり、カリキュラムや日程等についての検討会議を開催したものです。
当日は、平成26年度および27年度に要約筆記指導者研修を受講された10名の要約筆記者のうち、5名を迎えて、平成28年度の養成講座の開催に向けて活発な意見交換が行われました。
次回は3月13日(日)を予定しており、詳細なカリキュラムと日程等の決定に向けて再度調整を行います。

北海道からのお知らせ

身体障害者手帳をお持ちの皆さまへ

平成29年7月から身体障害者手帳情報のマイナンバー制度による活用が始まります。
制度の円滑な運用には、手帳情報の正確な登録が不可欠です。あなたやご家族がご持ちの身体障害者手帳をご確認ください。
次の場合は届出や再交付申請が必要になりますので、早めのお手続きをお願いします。
「届出」が必要なもの
①氏名に変更があったとき
②同じ市町村内で住所が変わったとき
③他の市町村から転入したとき
④お亡くなりになられた方の古い手帳があるとき

障害者110番

障がい者及び家族などからの悩み(法的手続き、人権等に関する相談)に対し、弁護士による無料法律相談を行っています。
相談の対象
道内全域(札幌市を除く)の障がい者を対象としています。
なお、札幌市内の方は、【札幌あんしん相談(電話)633-1313】などの窓口の利用をお願いします。

受付時間
平日(月～金) 9時から17時まで(電話または面接)
時間外、土・日・祝日・年末年始はファックス又は留守番電話での受付となります。
定例相談(弁護士相談)
月1回(原則として第4週の火曜日)、定例相談として弁護士による専門相談・助言を行います。
弁護士相談を希望される場合は事前予約が必要で、その際、相談概要のほか、住所、氏名、連絡先などが必要となります。(相談の内容や個人情報情報は固く守ります。)

主な相談
・法律に関する相談
例えば、身体・生命に関する相談、財産に対する侵害、相続関係、金融消費・契約関係、雇用・勤務条件関係等
・人権擁護に関する相談
例えば、職場・施設・隣人・知人・家族・親族との人権に関するトラブル
・その他必要な相談
受付・お問合せは
電話 011(252) 1233
FAX 011(252) 1235

JRジパング倶楽部
3月度末の取扱いについて
日頃より、JRジパング倶楽部の事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、来たる3月(年度末)

の取扱いについて、勝手なお願いはありますが、以下の通りとさせていただきます。
・年度末受付締切日
(書類及び入金必着)
平成28年3月18日(金)
・受付開始日
平成28年4月1日(金)

<p>株式会社 札幌義肢製作所 代表取締役 関 喬 札幌市中央区南三条西六丁目 電話代表(011)241-0986番</p>	<p>株式会社 野坂義肢製作所 札幌市中央区南三条東四丁目 電話(011)221-1406番</p>	<p>株式会社 河笠義肢製作所 小樽市長橋四丁目七番二十九号 電話(0134)211-3042番 (0134)311-7002番</p>	<p>株式会社 馬場義肢製作所 函館市豊川町一五の二七 札幌市北區太平七条二丁目 室蘭市母恋北町一三の六 釧路市富土見一五の九 電話(0138)311-3625番 (011)274-1303番 (0143)311-5299番 (0154)411-5466番</p>	<p>株式会社 田村義肢製作所 札幌市中央区北四条東五丁目 電話(011)200-1277番 帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地 電話(0155)271-2489番</p>	<p>株式会社 協和義肢製作所 岩見沢市三条西八百 旭川市十条通り九丁目 電話(0166)241-0344番 転送電話三二一八六六番</p>	<p>株式会社 美唄義肢製作所 代表取締役 松田清勝 美唄市東七条北四丁目七番九号 電話(0126)611-9311番</p>	<p>株式会社 千葉義肢製作所 釧路市若草町七番二号 電話(0154)211-0381番 FAX(0154)211-9588番</p>	<p>株式会社 岩見沢義肢 岩見沢市緑が丘四丁目二二二-196 電話代表(0126)211-1550番</p>	<p>道北義肢製作所 旭川市五条通十二丁目 電話(0166)241-5331番</p>
---	---	---	---	---	---	--	--	--	---

